

平成 25 年度当初予算編成要領

1 基本方針について

世界的な景気の減速や東日本大震災等を背景にした社会経済情勢の変化、また依然として根深いいじめ等子どもにかかる諸問題など、県民の間に様々な不安が広がっている中で、その不安を解消し、未来に向けて安心を埋め込み、夢と希望の持てる社会を実現していくことが、現在の県政に求められている大きな課題である。

一方で、財政の健全性・弾力性を保持し、安定的・持続的な行財政基盤を早期に確立するためには、財政の健全化に積極的に取り組んでいく必要がある。

こうした状況のもと、未来への変化を先読みし、これまで築いてきた県勢発展の基盤や本県の特性を活かしながら滋賀の未来を拓いていくため、平成 23 年 3 月に策定した「滋賀県基本構想」や「滋賀県行財政改革方針」により、県政経営を進めているところである。

平成 25 年度は、これらに基づき、限られた財源の中で、計画期間の後半における施策の着実な実施に向けて取り組む 3 年目の予算編成となる。

予算編成に当たっては、県民の不安を払拭し、力強く未来を拓いていくため、「滋賀県基本構想」における滋賀の未来戦略の考え方を踏まえ、先駆的・戦略的な施策に重点的に取り組むことにより、「住み心地日本一の滋賀」の実現を目指し、全庁挙げて取り組むこととする。

2 基本的な考え方について

(1) 本県の財政状況に対する認識

本県の財政状況は、平成 10 年度以来、数次にわたる財政構造改革の取組により、毎年度、収支均衡を達成しつつ、併せて、基金残高や県債残高などにおいては、改革の成果が一定表れている面もあるが、依然として毎年度巨額の財源不足が発生しており、また、最近の社会経済情勢からすると今後の県税収入においても不透明であり、財源不足額の拡大などが懸念されるなど、依然厳しい状況は変わっていない。

このような状況においても、様々な行政課題に的確に対応していくためには、より安定的な行財政基盤の確立を目指していくことが重要であり、その方向性をしっかりと示すためにも、まずは行財政改革方針に着実に取り組み、併せて歳入・歳出の両面から将来的な財政運営をしっかりと見据えた対応が必要である。

(2) 財政の健全化の推進

こうした状況に対応するため、「滋賀県行財政改革方針」においては、「変革を先導する県政経営」を改革の理念に掲げて、「地域主権改革に対応した自治体づくり」、「県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり」、「次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり」の3点を改革の基本方針に据え、具体的な改革の方策に取り組んでいる。

とりわけ、当面の財政危機を回避し、持続可能な行財政基盤を確立するために、職員給与の独自削減や諸手当の見直し、また事務事業や組織・機構の見直しによる120人以上の人員削減などを行い、人件費を抑制するとともに、事業の見直しに取り組んでいるところである。

予算編成に当たっては、県の役割や施策の緊急度、重要度を的確に判断し、「何を残し、何をやめるのか、また何に新しく取り組むのか」という厳しい選択をしながら、より一層の「選択と集中」を徹底することにより、全庁挙げて財源不足の縮減に取り組むこととする。

(3) 8つの重点テーマの設定による戦略的な施策構築

こうした中、平成25年度は、滋賀県基本構想の計画期間の折り返しを迎え、目標達成を見据えた重要な年度である。「平成25年度に向けた施策構築について」(H24.8.3 滋企調第253号)においては、基本構想に掲げた未来戦略プロジェクトをもとに8つの重点テーマを設定し、その着実な推進を図っていくこととしている。併せて、人口減少や高齢社会の到来、また、東日本大震災等を契機にこれまでの災害対策、エネルギー政策、経済システムなどに大きな不安を抱えているとともに、子どもの命に対する不安も再燃していることから、社会の不安を安心に変え、県民の誰もが希望を持つことができるよう、限られた財源の中にも創意と工夫を発揮し、その施策構築を図ることとする。

平成25年度予算編成に当たっては、平成24年度に引き続き、重点テーマを具体化する事業の実施に対処する「重点化特別枠」を設定することとする。

(4) 部局間連携の徹底

また、「地域のことは地域で決める」地域主権改革を自ら担う姿勢のもと、課題に即して県庁機能を縦割り行政から県民の生活現場に沿った横串をさす総合行政への転換を図ってきており、平成25年度の施策構築に当たって

も、関係部局が連携し、横断的な取組を推進することとしている。

予算編成に当たっても、この考え方を十分に踏まえ、部局の枠にとらわれない横断的な視点を常に意識し、県政を取り巻く様々な課題の解決に向けて、関係部局が共通の目標を持ち、部局間の緊密な連携を図ることにより、最小の費用で最大の効果が得られるよう、組織の持てる力を最大限に発揮していくこととする。

(5) 予算編成過程の透明化

併せて、県民、NPO、企業等の多様な主体と県行政が、ともに支え合い、分かち合い、高め合う協働型県政への転換を図り、県民等との協働の更なる推進を目指すとともに、県民主体の「見える県政」を推進するため、平成23年度から行っている査定理由の公表等を引き続き行うことにより、予算編成過程の透明化を図ることとする。

(6) 「知恵だし汗かきプロジェクト」の推進

予算見積りに当たっては、限られた予算の中で、県庁力を最大限発揮するため、県の果たすべき役割や本県の将来のあるべき姿を共有しつつ、これまでも増して、職員一人ひとりが創意工夫に努めることとする。

その一環として、特別な事業予算を伴うことなく、職員一人ひとりが知恵を出し、汗をかくことにより、政策課題の解決やきめ細かな県民サービスの向上を目指すため、平成22年度から実施している「知恵だし汗かきプロジェクト」について、効率性に十分配慮しながら取組を推進することとする。

3 予算見積基準について

各部局に配分する予算枠については、平成24年度当初予算額を基礎として、「財政改革推進計画」における見直しの取組や、当然増減事業等に係る経費を踏まえるとともに、内部事務費の節減等を図りながら収支フレーム全体を勘案して設定する。

こうしたことから、各部局にあっては配分される予算枠の範囲内で、優先順位を厳しく見極めながら見積もることとし、併せて、県債の充当にあたっては、後年度負担となることを十分踏まえて適切に見積ること。

また、次の事項に特に留意すること。

(1) 「財政改革推進計画」における事業見直しの取組内容に沿いつつ、限りある行政資源を効率的・効果的に活用するという観点から、真に必要、緊急かつ有効な事業について見積もること。

(2) 滋賀県基本構想に掲げる未来戦略プロジェクトのもと、戦略的な取組を推進するため、次の重点テーマに沿って取り組む具体的施策のうち、政策課題協議を了したものについては、「重点化特別枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものとする。

その場合にあっても、予算見積もりに当たっては、財政の健全化に取り組んでいるという趣旨を踏まえ、十分精査の上見積もること。

重点テーマ

「子育て・子育て応援」

- ・ 生まれる前・生まれる時の医療と医療人材を充実する。
- ・ 自然や文化・芸術についての子ども体験を量的・質的に充実する。
- ・ 特色ある学科を設置するなど魅力と活力ある県立学校づくりを進める。

「働く場への橋架け」

- ・ 地域や企業など現場の人による子どもの多様な職業教育を進める。
- ・ 高等学校・大学・企業などとの連携による若者の就職支援と、失業者や離職者への職業訓練を充実する。
- ・ 女性の就職や社会活動の継続・復帰を応援する。
- ・ 障害のある人が働く場や自立を目指した地域生活の場を充実する。

「地域を支える医療福祉・在宅看取り」

- ・ 地域医療を担う医師・医療専門職を育成する。
- ・ 県民の健康づくりや疾病の早期発見・早期治療を支援する。
- ・ 医療と福祉が連携し、在宅で療養できる体制の整備や地域でのかかりつけ医を確保する。また、地域ぐるみで高齢者を見守る仕組みづくりを進める。

「低炭素社会実現」

- ・ 鉄道等の公共交通機関や自転車によるエコ交通の促進と、電気自動車等のエコカーへの転換を進める。
- ・ 住宅への自然エネルギー導入や省エネ住宅への改修など、低炭素社会を実現するまちづくりを促進する。

- ・ 経済界と協働して行う地球温暖化対策や中小企業のCO2排出削減への支援などを行う。

「琵琶湖の再生」

- ・ 琵琶湖の在来魚を増やし、漁獲量を拡大する。
- ・ 水質汚濁メカニズムの解明など、琵琶湖流域の水環境・生態系の保全・再生を進める。
- ・ 環境保全活動を支援し、人の暮らしと琵琶湖の関わりの再生を進める。
- ・ 琵琶湖淀川流域の関係者の参画と連携による流域自治を進め、上下流の枠組みを超えた流域全体の統合的な管理を図る。

「滋賀の未来成長産業」

- ・ 環境、医療・健康、モノづくり基盤技術の分野で、新たな分野への挑戦を進めるとともに、アジアをはじめとした海外展開の推進など、県内企業のグローバル化を支援する。
- ・ 医療、福祉・介護、子育ての分野でのサービス拡大や創業を支援する。
- ・ 産学官金民連携や地域間連携を進めるとともに、地の利や知の集積を活かし、広域的な視野をもって成長戦略の拠点を形成する。

「地域の魅力まるごと産業化」

- ・ 消費者に支持される滋賀の農業の確立により、「環境こだわり農産物」や近江米、近江牛、近江茶、湖魚など滋賀の食のブランド力を向上させるとともに、地産地消を進め、消費拡大を図る。
- ・ 多様化する観光客のニーズに合わせて、滋賀の自然や歴史・文化の魅力を発信し、滋賀ならではの特性を活かしたテーマ性やストーリー性のあるツーリズムを推進するとともに、訪れる観光客をおもてなしの心で迎えることにより、滞在型をはじめとした魅力ある観光を展開する。

「みんなで命と暮らしを守る安全・安心」

- ・ 県の危機管理機能の強化と、自助・共助による地域防災の組織力の向上を進める。
- ・ 重層的な防犯ネットワークづくりや生活に密着した身近な道路を中心とした交通安全対策を進める。
- ・ 適正な河川管理と市町との協働による流域治水を進める。

- (3) 緊急雇用創出特別推進事業のうち、平成 2 4 年度途中から開始した「震災等緊急雇用対応事業」については、失業者の雇用機会の確保に対応できるように雇用開始から最大 1 年間（被災求職者については最大で平成 2 5 年度末まで）実施することが可能とされたところであり、依然として厳しい雇用情勢に対応するため、適正な執行に努め、有効な雇用創出を図ること。
- (4) 国の経済危機対策関連予算等を活用して設置した基金について、その趣旨を踏まえ、設置期間内に計画的に事業を実施できるよう、適切に見積もること。
- (5) 琵琶湖森林づくり県民税を広く有効に活用するため、その充当事業については、「平成 2 5 年度琵琶湖森林づくり事業の実施について（平 24.10.19 付け滋森政第 860 号琵琶湖環境部長通知）」による協議を了している事業とし、当該県民税の趣旨を十分に踏まえ、精査し見積ること。
なお、当該事業を実施する場合における平成 2 5 年度の予算枠の取り扱いについては、別途協議することとする。
- (6) マザーレイク滋賀応援寄附を有効に活用するため、その充当事業については、「マザーレイク滋賀応援寄附にかかる事業充当について（平 24.8.9 付け滋企調第 260 号総合政策部長通知）」による協議を了している事業とし、当該寄附の趣旨を十分に踏まえ、精査し見積ること。
なお、当該事業を実施する場合における平成 2 5 年度の予算枠の取り扱いについては、別途協議することとする。
- (7) 県の会館等公共施設を含む大規模な事業については、既存施設の有効活用を十分検討することとし、既に着手済みのものおよび取り組みが具体化しているもので、知事との協議を了し、事業実施の方針が決定されているもの以外は、要求を認めないこと。
- (8) 当面する財源不足に対応するため、歳入確保に積極的に取り組むこととし、これまでにない増収対策に取り組むもの（未利用県有地の売却を除く）については、当該増収相当額を、別途必要な事業に充てることができるものとする。

4 留意事項について

- (1) 政策的な経費については、後年度負担、類似事業との均衡等、また、その他の経費については、内部事務経費の徹底した節減など、全体の財源不足へ対処し県財政の健全性を確保する観点から調整を行うこととする。

また、各部局にあっては、効率的な仕事ができる環境づくりを進めるため、創意工夫を凝らすことにより、資料作成や協議の効率化など予算編成事務の負担軽減、効率化に努めること。

- (2) 税収見積もりや、国の予算編成、地方財政対策等の動向を見極めながら、その詳細が判明次第、全庁を通じて対応することを基本に、調整することとなるので留意すること。

- (3) 基金については、その設置の趣旨、目的および残高等を勘案し、所期の目的を達したものの、残高が少額で存在意義が乏しいもの、および近年活用がなされていないものなどは、積極的に廃止、統合等を検討すること。

- (4) 県有施設や印刷物等への広告掲載やネーミングライツ販売、自動販売機の設置に係る公募制の導入など、歳入確保対策により一層積極的に取り組むこと。

5 その他

- (1) 予算見積書の提出期限は、11月16日(金)とする。

- (2) 職員給与費に係る見積りについては、別途通知する。

- (3) その他必要な事項等については、別途通知する。